

骨髄バンクドナー支援推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、公益財団法人日本骨髄バンク（以下「骨髄バンク」という。）が実施する骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業（移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成24年法律第90号）第2条第5項に規定する骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業をいう。）における骨髄又は末梢血幹細胞（以下、「骨髄等」という。）の提供及び骨髄等の提供希望者の登録を推進するため、県内の市町村が行う、骨髄等を提供した者（以下、「ドナー」という。）に対する助成事業に要する経費に対し補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「ドナー」とは、骨髄バンクが実施する骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業において、骨髄等の提供を完了した者をいう。（ただし、骨髄等の提供に係る休暇制度を設けている企業、団体等に属していない者に限る。）

(補助金の交付の対象となる経費及びその補助率)

第3条 第1条に規定する事業に対する補助率は、次のとおりとする。

- (1) 別表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。
- (2) 第1号により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない方の額に第3欄に定める補助率を乗じて得た額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）を交付額とする。

(補助金交付申請書及び添付書類の様式、提出期限)

第4条 補助金の交付を受けようとする市町村長（以下、「補助事業者」という。）は、知事が指示する日までに補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類等を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の条件)

第5条 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、事業（中止・廃止）承認申請書（様式第2号）を提出し、知事の承認を受けること。

(実績報告書の様式、提出期限)

第6条 補助事業者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書(様式第3号)に必要な関係書類を添え、知事に提出しなければならない。

(補助金の交付方法)

第7条 補助金は精算払いとする。

(書類の保管)

第8条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年6月28日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別 表

1 基 準 額	2 対 象 経 費	3 補 助 率
<p>ドナー1人あたり、1日につき2万円。</p> <p>ただし、7日間を上限とする。</p>	<p>骨髄等を提供するために要した通院、入院又は面談の日数に応じ、補助事業者がドナーに対し助成する事業に要する経費</p>	<p>1 / 2</p>